

8. 事例集の作成

今年度の事業で取り組んだ 10 事例については、別途事例集を作成した。
作成した事例の概要は次のとおり。

事例 1：シンガポール向けにカキ生果実の輸出に取り組む事業者

品目：カキ生果実

主な輸出先国・地域：シンガポール、香港、米国、台湾、タイ、マレーシアなど

〔輸出を目指す目的〕

カキ生果実の国内出荷を中心に事業を進めたが、国内人口が減少する中で農業を産業として成り立つビジネスを模索し、将来、最新の技術・栽培方法を導入し大量生産できる体制の構築とともに、輸出をメインに取り組み、輸出に対応できる選果場の建設、輸出先国のし好に合わせた基準の作成、商品としてのブランド力を高めて海外進出を図る。

〔相談者が抱える主な課題等〕

これまで輸出経験が無く、売り先での人脈も一切無く自力で開拓しようとしているが難しい。輸出に関する手続き等も分からない。

〔専門家の支援等の内容〕

植物検疫の概要、輸出検疫の概要、輸出先国として希望する国の検疫条件、輸出検査の手順、植物検疫以外の留意事項、残留農薬規制などについて、資料を配布して説明した。

〔相談者の対応状況〕

事業者は、カキ生果実をシンガポールへはサンプルとして携帯品で、香港へは商社を通じてサンプルとして郵便物で輸出した。いずれも好評との印象を持った。今後はイチゴ、モモ、ナシ生果実などの輸出も検討したい。

6. かきの検疫条件		
仕 向 国		検 疫 条 件
香 港	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
シンガポール	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
台 湾	Q	日本での輸出検査が必要です。
中 国	×	中国が検疫条件を設定していないため輸出できません。
ベトナム	×	ベトナムが検疫条件を設定していないため輸出できません。
タ イ	☆	二国間合意による条件を満たす必要があります。 (主な条件：登録地域での栽培、園地の登録、こん包施設の登録)
マレーシア	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
アメリカ合衆国	☆	二国間合意による条件を満たす必要があります。 (主な条件：生産地域及び生産園地の登録、栽培期間中の病害虫防除及び園地検査、選果こん包施設の登録)
カ ナ ダ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。

図 14 カキの検疫条件

事例 2：アメリカ向けにナシ生果実の輸出に取り組む生産者団体

品目：ナシ生果実

主な輸出先国・地域：アメリカ

〔輸出を目指す目的〕

相談者はナシを栽培している生産者団体（約 40 名）で、ナシ生果実の販路拡大のためにアメリカ向けにナシ生果実を積極的に輸出したい。

〔相談者が抱える主な課題等〕

アメリカ向けナシ生果実の検疫条件が厳しいと感じており、必要な手続き等にも不安がある。栽培地検査を実施するに当たり補助員を設置しなければならないこと、選果こん包施設の登録に当たり選果技術員の登録をしなければならないこと、輸出先国の残留農薬基準値に適合した防除暦による防除の実施など解決すべき課題がある。

〔専門家の支援等の内容〕

生産園地及び選果こん包施設の登録申請に当たって必要な手続き、流れなどの概要、前年の残留農薬分析でアメリカの基準値を超える農薬があったことから、代替農薬や農薬の適正使用などについて説明した。また、落葉処理の必要性等について資料を提供し、説明した。

〔相談者の対応状況〕

アメリカ向けにナシ生果実の少量のサンプルを輸出することとし、栽培地検査申請書及び選果こん包施設登録申請書を最寄りの植物防疫所に提出し、受検後、合格となった果実を選果こん包して、輸出植物検査を受け 30Kg を輸出した。

相談者は次年度に向けて栽培管理を徹底するなどして、アメリカ向けの輸出を継続する意向である。

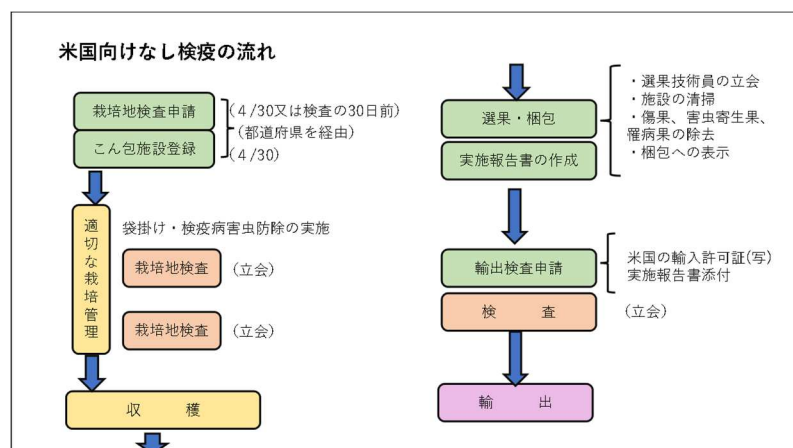


図 15 アメリカ向けナシの検疫の流れ

事例3：台湾向けにメロン・ナシ生果実の輸出に取り組む事業者

品目：メロン生果実、ナシ生果実

主な輸出先国・地域：台湾

〔輸出を目指す目的〕

台湾のスーパーから贈答用メロン生果実を輸入したいとのオファーがあり、地域特産であるメロン生果実を輸出することとした。また、ナシ生果実についても台湾向けに輸出を検討したい。両品目は、地域特産の果物で、海外の人にも広く食べていただきたいとの望みがある。

〔相談者が抱える主な課題等〕

台湾向けにメロン、ナシ生果実を輸出したいが、どのような手続きをすれば良いのか。特に台湾向けナシ生果実では特別な条件があると聞けるが、どのような対応をすれば良いか分からない。

〔専門家の支援等の内容〕

台湾向けメロン生果実の検疫条件については、①植物検疫証明書の添付が必要、②植物検疫証明書は植物防疫所又は登録検査機関に検査申請し、受検して合格すると植物防疫所から発給される、などを説明した。また、台湾向けナシ生果実の検疫条件については、①日台間協議で合意した検疫条件に従って手

続き等を行う必要がある、②生産園地、選果こん包施設、選果技術員の登録を受ける必要がある、③選果技術員による選果こん包の実施、④台湾向けのラベルの表示、⑤台湾検査官による査察の実施などが求められていることなどを説明した。また、農産物の輸出では残留農薬にも留意が必要で、2022年に台湾に輸出されたメロン生果実で残留農薬により8件の不合格事例があるので、特に注意するよう説明した。

〔相談者の対応状況〕

メロン生果実については、ハウスで防除暦に基づき病害虫防除のための農薬散布を実施して栽培し、輸出検査を受検後台湾向けに輸出した。ナシ生果実については、生産園地、選果こん包施設及び選果技術員の登録を受けるとともに台湾検査官の査察も受けたが、その後、台湾との商談がまとまらず、今年は輸出できなかった。次年度に向けて継続して取り組む予定としている。

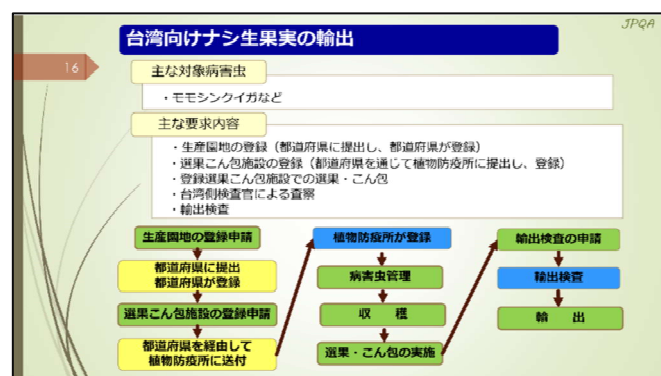


図16 台湾向けナシ生果実に係るフロー

事例 4：台湾の残留農薬基準をクリアしてイチゴ生果実の輸出を目指す 2 生産者

品目： イチゴ生果実

主な輸出先国・地域： 台湾

〔輸出を目指す目的〕

台湾向けイチゴ生果実の輸出について、商談があり取り組むこととした。台湾向けイチゴ生果実の輸出は年々増加しており、魅力的な市場でもあるので、是非とも輸出に取り組みたい。

〔相談者が抱える主な課題等〕

台湾の残留農薬検査が厳しいと聞いており、これをクリアするのに不安がある。特に、このうち 1 生産者は、昨シーズンに台湾向けにイチゴ生果実の 2 回の輸出実績があるが、内 1 回は減農薬栽培に取り組んでいたにもかかわらず、台湾の残留農薬検査で不合格となり、ショックを受けた。今後の栽培に当たっては、病虫害防除と農薬対策が必要と考えている。

〔専門家の支援等の内容〕

2023 年に台湾向け日本産イチゴ生果実における残留農薬基準値超過で不合格となった事例（台湾ホームページからデータを収集して整理）を紹介するとともに代替農薬の使用や病虫害対策などについて説明した。

表 7 台湾の輸入検査で残留農薬基準値超過より不合格になった事例（2023 年）

農薬名(成分名)	用途	検出数値	台湾基準値	日本基準値	不合格回数
クロルフェナピル	殺虫剤	0.09	0.01	5	1
シアントラニリプロール	殺虫剤	0.02～0.33	不検出	2	10
スピロテトラマト	殺虫剤	0.01～0.02	不検出	10	2
ピフルブミド	殺ダニ剤	1.30	0.80	1	1
ピメトロジン	殺虫剤	1.50	1.00	2	1
フラメトピル	殺菌剤	0.02	不検出	イチゴに登録無し	1
フロニカミド	殺虫剤	0.04～0.65	0.01	2	9

（検出数値、基準値の単位は ppm）

〔相談者の対応状況〕

両施設とも防除暦に沿って計画的な病虫害防除を実施している。台湾には数回イチゴ生果実を輸出したが、現在のところ台湾の残留農薬基準を上回ることなく順調に対応できている。

事例5：インドネシア向けにイチゴ生果実の輸出に取り組む事業者

品目： イチゴ生果実

主な輸出先国・地域： インドネシア

〔輸出を目指す目的〕

相談者のイチゴハウスは、盆地に位置しており、昼夜の寒暖差が大きいため、甘さと香りがより強く濃厚で良質なイチゴ生果実を生産している。タイ、香港、アメリカ、台湾などに輸出しているが、インドネシアなど他の国向けも開拓したい。

〔相談者が抱える主な課題等〕

現在、輸出手続き等を第三者に依頼しているが、今後は自社で植物検疫の受検、通関等の手続きを行いたいと考えている。今般、インドネシアから引き合いがあり、自分で輸出の条件等を調べたが、よく分からない。

〔専門家の支援等の内容〕

相談者を訪問し、①輸出検疫の必要性、②輸出検査の手順、③イチゴ生果実の輸出検疫条件、④諸外国における残留農薬基準値に関する情報、⑤国や農産物によっては、日本より低い基準値で設定されている農薬があることから留意が必要なこと

と、⑥インドネシア向けについては、輸出に際してインドネシア農業大臣令に基づく「日本からインドネシア向けに植物由来の生鮮食品を輸出する際の残留農薬等に係る食品安全確保措置」に準拠する必要があることなど資料を配布して説明した。

〔相談者の対応状況〕

インドネシア向けイチゴ生果実については、「日本からインドネシア向けに植物由来の生鮮食品を輸出する際の残留農薬等に係る食品安全確保措置」で対象となっていないため、直ぐの輸出はできないが、インドネシアからの引き合いもあることから輸出することを模索していくとしている。

13 いちごの検疫条件（主な地域）		
検 疫 条 件	地	域
輸出できない国	中国、フィリピン、ベトナム、インド、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、ブラジル、ニュージーランド	
二国間合意に基づく検査が必要な国	タイ、オーストラリア	
パーミットの取得が必要な国	米国本土	
パーミットの取得、輸出検査が必要な国	ブルネイ、スリランカ、パキスタン	
輸出検査が必要な国	韓国、台湾、インドネシア、アラブ首長国連邦、EU、英国、スイス、ロシア、ノルウェー※	
輸出検査のいらない国	香港、シンガポール、マレーシア	

※ 4月16日～9月30日にノルウェーに輸入される場合は、日本での輸出検査が必要です。この期間以外であれば、日本での輸出検査を受けずに輸出できます。

図 17 イチゴ生果実の主な国の検疫条件

事例6：ベトナム向けにギンナンの輸出を実現した生産者

品目：ギンナン

主な輸出先国・地域：ベトナム、アメリカ、台湾

〔輸出を目指す目的〕

イチョウなどを栽培し、国内向けにギンナンの販売等をしている。2020年には新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、これまでの農業から進化するべくオンラインショップをオープンさせるなど新たな挑戦を重ねており、輸出にも取り組みたい。

〔相談者が抱える主な課題等〕

商社からベトナム向けギンナンの輸出のオファーがあり、輸出に必要な書類を取得するよう依頼された。ギンナンの輸出は初めてであり、商社から取得依頼のあった植物検疫証明書と思われる書類をどのようにして取得できるのか不明である。

〔専門家の支援等の内容〕

相談者を訪問し、①植物検疫の必要性、②輸出植物検疫の概要、③ベトナム向け等ギンナンの検疫条件、④輸出検査手続き、⑤植物検疫以外の課題（残留農薬に係る規制など）等について資料を配付し説明した。

輸出先国		検 疫 条 件
ベトナム	×	ベトナムが検疫条件を設定していないため輸出できません。 (輸入者を通じてベトナム検疫当局への確認をお勧めします。)
アメリカ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
台湾	Q	日本での輸出検査が必要です。

他に希望される国があれば、ご照会ください。

図18 ギンナンの検疫条件

〔相談者の対応状況〕

ベトナム向けギンナンについては、その後の商談が進まず、輸出はできなかったが、その後、フランスで開催されるパリスサンプルショップにギンナンを出品することとなり、輸出検査を受け、植物検疫証明書を添付してギンナンのサンプルを輸出した。また、相談者は、ショウガの輸出も模索しており、次年度に向けて取り組むとしている。



図19 フランス向けギンナンの輸出検査

事例7：アジア向けにシイタケの輸出に取り組む生産者

品目： シイタケ

主な輸出先国・地域： シンガポール、香港、タイ

〔輸出を目指す目的〕

シイタケの生産量を一日 500Kg まで増産し、販路を国内だけでなく、海外にも展開し、売上の増加を目指したい。

〔相談者が抱える主な課題等〕

シイタケの輸出実績のある関係者からの情報によると、タイ、シンガポール、香港などが有望と聞いたので、これらの国を輸出先国の候補と考えているが、市場調査を始めたばかりで、検疫条件やその他の注意点等について知りたい。

〔専門家の支援等の内容〕

相談者を訪問し、①植物検疫の必要性、②輸出植物検疫の概要、③シイタケの検疫条件(シンガポール及び香港向けシイタケは日本で検査を受けずにそのまま輸出できる、タイ向けシイタケは植物検疫証明書の添付が必要)、④輸出検査手続き、⑤植物検疫以外の課題(残留農薬に係る規制など)等、⑥参考情報としてシイタケの輸出実績(貿易統計及び植物検疫統計)などについて資料を配付し説明した。

〔相談者の対応状況〕

地域で開催された農産物輸出に係る商談会に参加し、輸出事業者とマッチングして良い感触を得た。今後輸出できる体制を整えることとしている。

13

6. しいたけの検疫条件

仕向国	検疫条件
シンガポール	消費用キノコは輸出検査不要
香港	消費用キノコは輸出検査不要
タイ	日本での検査が必要(植物検疫証明書の添付が必要)

図20 輸出を希望する国のシイタケの検疫条件

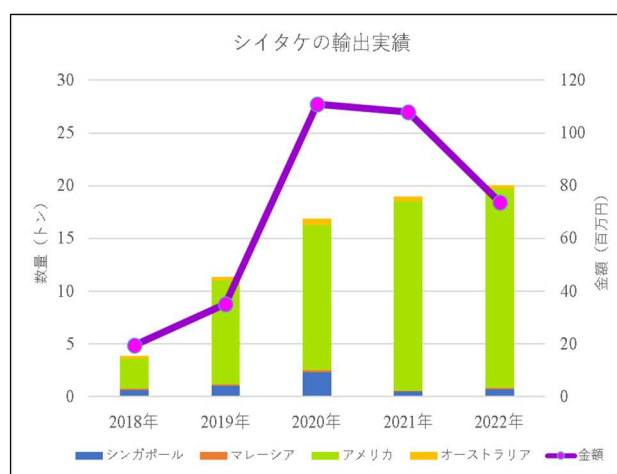


図21 シイタケの輸出実績(財務省貿易統計より)

事例 8 : GFP 訪問診断を利用し輸出に取り組む生産者等

〔相談者が輸出を希望する国・地域及び品目〕

輸出を希望する国・地域は、アジアが多く、中には輸出できるのならどこへでも輸出したいとする相談者もいた。また、輸出を希望する品目では、青果物が多いが、コメやお茶、木材、加工品など多岐に渡った。

〔相談者が抱える主な課題等〕

相談者の多くは輸出経験が無く、輸出が可能なのか、どこの国なら輸出できるか、バイヤーとのコンタクトをどうすれば良いのか、輸送方法をどうするのか、補助事業を受けられるかなど課題は多岐に渡っている。

	輸出を希望する国・地域	輸出を希望する品目等
1	未定	エダマメ、ホウレンソウ
2	アイスランド	イチゴ苗
3	香港、中国、台湾、韓国、シンガポール、EU、米国	コマツナ
4	香港、台湾、韓国、ベトナム、シンガポール	トマト生果実
5	未定	キクラゲ
6	台湾、ベトナム、タイ、シンガポール	ニンニク
7	香港	サツマイモ
8	香港、シンガポール、タイ、台湾、インドネシア	ホウレンソウ
9	台湾、香港、韓国、ベトナム、タイ、シンガポール、米国	干し柿
10	香港	イチゴ生果実
11	未定	コメ
12	台湾、香港、米国、中国、韓国、ベトナム、タイ、シンガポール	自然薯
13	未定	スギ、ヒノキ材
14	香港、中国、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア	イチゴ生果実
15	未定	トマト加工品
16	シンガポール	温州ミカン生果実
17	中国、香港、台湾、米国	コメ・コメ加工品
18	シンガポール、マレーシア、中東	いちごおり（凍結イチゴ加工品）
19	シンガポール等	メロン生果実
20	台湾	玄米、コメ加工品
21	米国、中国、EU	お茶
22	香港、タイ、シンガポール	シイタケ加工品
23	中東、台湾	スイカ、オクラ
24	台湾	コメ、コメ加工品
25	タイ、マレーシア	サツマイモ、キンカン生果実
26	ベトナム、タイ、マレーシア	サツマイモ
27	未定	乾燥シイタケ、冷凍シイタケ
28	米国、台湾、ベトナム、中東、EU	お茶
29	未定	温州ミカン生果実
30	米国、中国、EU	干柿（あんぽ柿）
31	台湾、オーストラリア、米国、アラブ首長国連邦	リンゴ、ブドウ生果実

図 22 輸出を希望する国・品目

〔専門家の支援等の内容〕

GFP 訪問診断の多くはオンラインで開催され、31 件の支援を実施した。

専門家はプレゼン用資料「輸出植物検疫の概要」を用意して、植物検疫条件や残留農薬などの課題について説明した。

〔相談者の対応状況〕

多くの相談者は、農産物の販路拡大を模索する目的の一つとして輸出を目指して GFP オンライン訪問診断を受けている。相談者の中には既に現地バイヤーと相談中で、輸出に係る必要な手続きや注意点などを確認する目的で診断を受けた者もあり、これらの者はその後無事に輸出を実現させている。

事例 9：県産農産物の輸出促進のため、セミナー開催に取り組む関係者

〔セミナー開催の背景・目的〕

自治体が自県産農産物の一層の輸出拡大に向け、新たな輸出取組者の掘り起し等を目的にセミナーを開催した。そのセミナーに輸出先国の植物検疫条件や農薬残留基準について、課題解決支援事業専門家に講演が依頼された。なお、本セミナーでは、支援事業の講演のほか2講演が実施された。

〔セミナーの内容〕

1. 対象者：農産物等の輸出に取り組みたい方、事業拡大を考えている方、輸出に興味・関心を持っている方（生産者、集荷・販売事業者、関係機関等）
2. 方法：会場でのリアルセミナー及びオンラインセミナーによる開催
3. 専門家の講演内容：農産物の輸出に係る植物検疫と残留農薬

〔専門家の講演内容〕

専門家は資料に基づき、①植物検疫制度の骨格、②輸出検疫の流れ、③諸外国の植物検疫要求の主な内容、④主な国の検疫条件、⑤検査場所、⑥残留農薬、⑦台湾での残留農薬による不合格事例、⑧農産物輸出に係る残留農薬の課題と対策、⑨輸出実績、などについて、簡潔な説明を行った。また、質疑等にも丁寧に回答した。



図 23 講演の様子

〔セミナー終了後の相談〕

当該セミナーを実施した自治体を通じて、セミナー参加者からインドに生果実を輸出したいので検疫条件を教えて欲しい。また、タイ向けにコメを輸出したいので検疫条件を知りたいとの相談があった。

〔専門家の支援等の内容〕

インド向け生果実については、種類によって検疫条件が異なり、リンゴやモモなどでは消毒が求められていることなどを説明した。タイ向け精米については植物検疫証明書の添付が求められているので、輸出前に検査を受ける必要があるなど必要な手続き等を説明した。

〔相談者の対応状況〕

インド向け生果実については、検疫条件が厳しいと感じており輸出を断念した。一方、タイ向け精米については、サンプルの輸出を実現させた。

事例 10：「日本の食品 輸出E X P O」及び「アグリフードE X P O東京」に参加し、輸出を目指す生産者等

〔専門家を派遣した経緯〕

“日本の食品” 輸出E X P O及びアグリフードE X P O東京は、毎年開催され、農産物や食品等の輸出に関心のある生産者や輸出事業者、物流事業者、国、関係団体などが展示或いは来訪し、商談や各種相談等が活発に行われている。

課題解決支援事業事務局は、農産物の輸出に関心のある方が多く来訪する本イベントに参加し、農産物輸出において課題となる植物検疫や残留農薬規制などについて、専門家を派遣して相談対応した。

〔来訪者等が抱える課題等〕

当該イベントの来訪者は、農産物の輸出に関心があり、情報収集などが目的で、農産物の輸出に当たって次の事項などを課題とした。

- ① 台湾ではイチゴが人気と聞くので輸出したいが、一方で残留農薬が厳しいとも聞く。どのような状況なのか、何に注意すればよいのか。
- ② タイ向けミカンの規制が緩和されたと聞いたが、自由に輸出できるようになったのか。また、タイにリンゴの輸出も検討しているが、どのような手続きが必要なのか。
- ③ スーパーなどでは売っていないような美味しい、セレクトされたコメの販売を行っている。その美味しいコメを海外の人にも食べて貰いたいと思っている。現在、具体的には何も決めていないが、植物検疫条件などの情報が欲しい。
- ④ お茶の輸出を計画している。植物検疫条件や残留農薬などについて教えて欲しい。
- ⑤ 輸出先は特に決めてはいないが、将来、果物や野菜、農産物の輸出に取り組みたい。どのように取組みをすれば良いのか。



図 24 相談対応する専門家

〔専門家の支援等の内容〕

検疫条件一覧（早見表）などの資料を配付するとともに、植物検疫条件や残留農薬に係る留意事項などについて説明した。

〔相談者の対応状況〕

イベント終了後、アメリカ向けにカキ生果実などを輸出したいとして検疫条件や具体的な手続き等について相談があり、専門家が説明して輸出を実現させた例などがあつた。

9. 技術資料の作成

専門家が産地等において、植物検疫の概要や輸出植物検疫、残留農薬などの課題に対して技術的支援（説明）を行う際に活用できるよう「農産物の輸出に係る植物検疫と残留農薬」と題して技術資料（パワーポイント）を作成した。

なお、当該技術資料については本報告書の別紙として掲載している。

10. 事業の実施

（1）事業計画書の提出

事業開始に当たり事務局は事業計画書（案）を作成し、後述する有識者検討会に諮り、内容の検討を行った。検討会での指摘を踏まえ、令和5年4月19日付けで農林水産省輸出・国際局輸出支援課あてに事業計画書を提出した。

また、事業の実施期間を通じ、毎月、事業の進捗状況（カルテ作成数、専門家派遣数、問合せ等件数、経費等）を報告するとともに、担当官の求めに応じ、随時、説明や資料送付を行った。

（2）有識者検討会の開催

事業の遂行に当たって、①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理及び農薬の適正使用、③農作物の輸出に係るいずれかの業務に5年以上従事した経験のある有識者から構成される有識者検討会を設置し、事業の実施方針等に係る助言を踏まえるため検討会を開催した。

検討会では、有識者検討会運営内規、有識者検討会の委員長及び副委員長の選出並びに事業計画書（案）の検討・承認を行った。

なお、事業計画書（案）については、委員からの助言、意見を踏まえ、必要な修正等を行った上で承認された。

11. まとめ

（1）成果

全植検協では、平成29年度から農林水産省の委託を受けて「輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業」を毎年単年度で契約を結び、3年間継続して実施してきた。令和2年度からは事業の名称が「輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業」と変更になったが、従前どおり輸出

を目指す産地等に専門家を派遣し、植物検疫や残留農薬（農薬の適正使用）等に関して支援等を実施した。平成 29 年度から今日まで、多くの専門家が産地等を訪れ、輸出先国の植物検疫条件や輸出に係る手続き、輸出先国と我が国の残留農薬基準の違い、農産物の輸出実績等を説明し、農産物輸出に係る知識の啓蒙や輸出意欲の増進などに務めてきた。また、現地で生産者等から更なる相談等（質問等）があった場合には、資料を作成して後日提供するなどの丁寧な対応を行うなどし、事業が知れ渡るにつれ、相談件数も派遣する専門家も増加の傾向が見られてきた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和 2 年度には相談件数が大幅に減少するとともに専門家の派遣も大きく減少した。その一方で、徐々にオンラインによるビデオ通話など、新たなツールを活用した支援の実施なども導入されるようになった。

このような状況の中、本年度は本事業の実施に当たり、全国 10 ブロックに 17 カ所の相談窓口を設置するとともに 79 名の専門家を登録し支援体制を整え実施してきた。

本年度の事業では、農産物の輸出に関し、519 件の相談に対応するとともに、379 件の輸出産地カルテを作成することができた。また、このうち 71 件の生産地等に対し延べ 160 名の専門家を派遣し、相談者の抱える課題等について、支援等を実施した。また、電話やメールによる相談対応でも丁寧な説明を行うなど実施してきた。このような取り組みの結果、52 産地から農産物が輸出された（2024 年 2 月末現在）。

具体的な支援等の内容は以下のとおり。

植物検疫では、①輸出先国の植物検疫条件、②一般的な輸出検疫や二国間協議事項に基づく手続きや流れ、③輸出植物検疫の概要や検疫の目的、④輸出検疫の受検方法や必要な書類、⑤消毒措置の方法などの説明ほか、生産園地や選果こん包施設を訪問し、より具体的な対策などを説明した。

残留農薬関係では、①輸出先国と我が国の残留農薬基準値の相違、②代替農薬の紹介、③残留農薬基準に係る WEB サイトの紹介、などを説明するとともに、残留農薬基準値について、輸出先国と我が国の数値等を調査して整理した資料を作成し、配布して説明するなどを行った。

このほか、①東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う規制、②ワシントン条約や種苗法の登録品種に係る手続き、③食品衛生（主にタイ）に係る規制、④食品添加物に係る規制、⑤植物検疫統計や貿易統計から取りまとめた輸出実績などの説明、⑥ウイルス検定機関の紹介、⑦登録検査機関の紹介などを行った。対面での説明や電子メールでの照会等にあっては、必要な資料をその都度作成して配布するなど丁寧な説明を行った。また、オンラインによるビデオ通

話や講演では、プレゼンテーション用の資料などを作成して、植物検疫や残留農薬などに係る詳細な説明を行った。

その結果、次の成果等が得られた。

- ① 数年前から本事業で継続的に支援を行ってきた相談者が着実に輸出先国や輸出品目を増やし、輸出実績を上げることができた。
- ② 相談者が新たな輸出を始める際に、その都度相談窓口に連絡してくるなど頼られるようになった。
- ③ 輸出経験が全くなく、輸出先国の検疫要求があることも知らなかったのが大変勉強になったと感謝の言葉があった。
- ④ 輸出先国の検疫条件を知ることができ、実施すべき課題や対応が明確になったと感謝の言葉があった。
- ⑤ 輸出先国から **Phytosanitary Certificate** を添付するよう連絡を受けたが、専門家の説明で、何の書類かその意図が理解できた。
- ⑥ 台湾向けイチゴ生果実に関し、台湾側の残留農薬に係る情報を提供したところ、解決すべき課題が明確になり、栽培に取り組み易くなったと感謝の言葉があった。
- ⑦ 残留農薬について、代替農薬の紹介など専門家の支援を受け、不合格になることなく無事に輸出することができた。
- ⑧ 訪日外国人に日本の農産物をおみやげとして持ち帰って貰うための必要な手続きや体制などが明確になり、今後具体化し易くなった。

専門家や事務局がこのような支援を行うことによって、輸出に関心のある生産者や輸出者等が輸出に当たって取り組むべき課題等が明確になったことにより、①輸出への意欲喚起（又は輸出の可否判断）、②輸出先国の絞り込み、③病虫害防除の方法の確立、④残留農薬に係る対策等に貢献できたものと考えている。また、専門家も多くの経験を積み、相談対応のスキルを向上させることができたと思料しており、今後の農産物輸出に係る相談に更なる貢献ができるものと考えている。

（２）本事業で残された課題

本事業では、植物検疫、病虫害防除、農薬の適正使用などの専門家を登録して、様々な支援を実施してきた。その一方で、支援を行う上での課題や本事業だけでは解決できない課題等も生じた。

例えば、生産者等からは次のような声が聞かれた。

- ① 国内出荷向けに栽培しているので、輸出できなければそれでも良い。

- ② 専門家の説明で植物検疫制度などは理解したが、高齢で輸出のために今更栽培方法を変えられない。
- ③ 輸出先国の残留農薬基準を満たした農薬使用では十分な防除ができな
いと考えるため、輸出は行わない。
- ④ 輸出用に栽培管理をして、良い物を輸出したいが、病虫害防除と残留農
薬の兼ね合いが難しい。
- ⑤ 植物検疫条件や残留農薬基準値を調べるため、当該国の HP を閲覧する
が、言語の問題のほか、そのデータ等がどこに掲載されているのか分から
ない。

一方、支援を実施する専門家からは、次のような意見が寄せられた。

- ① オンライン支援が増え、植物検疫の必要性や検疫条件等について、資料
を投写して説明しているが、十分に理解を得られたか不明。
- ② オンライン支援を行っているが、時間的な制約もあり相談者が抱える課
題の把握が難しい。
- ③ 残留農薬基準について農林水産省が公表している国や品目以外の相談
に当たっては、輸出先国のホームページ等から情報を収集し、資料を作成
する必要がある、膨大な時間と手間が掛かる。
- ④ 農政局など関係機関との連携が必ずしも十分とは言えない。
- ⑤ 相談窓口同士の情報交換が行える機会があると良い。

本事業で解決できない課題等については、関係当局と情報を共有或いは相談
して対応するなどが必要と考えている。また、専門家が本事業に係る支援をす
るに当たっては、最新の植物検疫条件や農薬残留基準値などの情報を入手して
対応する必要があるが、これらの情報収集や情報の整理等も関係当局との連携
や情報共有が何よりも重要と考えている。関係当局との連携や情報共有では、
関係当局が開催する各種説明会への参加なども考えられ、積極的な活用が望ま
れる。併せて、今後、本事業で活動した専門家がこれまでの経験を生かして、
日本産農産物の輸出促進に貢献し、輸出意欲のある者（生産者、輸出者等）の
助けとなるため、専門家の自己研鑽等にも期待したい。

1 2. おわりに

2024 年 2 月、農林水産省は 2023 年 1～12 月の農林水産物・食品の輸出額が
前年の 2.9%増の 1 兆 4,547 億円（前年差+407 億円）で過去最高額だったと公
表した。公表資料によると、野菜・果実等は前年比▲1.2%で、リンゴ(▲10.7%)、

ナシ（▲11.5%）、モモ（▲10.0%）などが減る一方、イチゴ（+17.6%）、ナガイモ（+25.3%）、サツマイモ（3.9%）などが大きく増加している。また、緑茶（+33.3%）なども輸出が大きく増えている。一方、中国が ALPS 処理水の問題で水産物の輸入を停止したため、前年を大きく下回ったが、香港やアメリカ向けなどの輸出が伸び、全体として輸出額が増加した形となったとしている。また、全体としては、2023 年は、前年と異なりアフターコロナ下で、世界的に人々が外出して飲食する機会が増え、また円安も追い風となり、上半期の輸出実績は対前年同期比+9.6%と比較的順調であったが、下半期においては、ALPS 処理水放出に伴い、中国等が輸入規制を行ったため、中国等向け輸出が大幅に減少し、1年間を通して見ると、昨年水準を若干上回る状況になったとしている。品目別の輸出額では、真珠は香港向け、緑茶は欧米向け、ビールは韓国向けが大きく増加し、その一方で、水産物及び日本酒等は中国向けが大きく減少したとしている。国別の輸出額では、下半期に、中国向けが大幅に落ち込む一方、米国向けが高インフレの落ち着き等により V 字回復したとしている。

前年に比べて野菜や果物が減少したことは残念ではあるが、イチゴなどのように顕著に増加を続ける野菜や果物もあることから、次年度に期待したいものである。

課題解決支援事業では、植物検疫の対象となる農産物や林産物、残留農薬が課題となる青果物やお茶などの輸出が円滑に実施できるよう、専門家による支援を実施してきたところであり、これらの支援が輸出増への貢献となっていれば幸いである。

全植検協では、植物検疫に関する知識の普及を図るとともに、検査の受検体制の整備等を行い、円滑な植物検疫の推進に資するために活動を行っており、引き続き農産物や林産物の輸出増加のために尽力したいと考えている。